

様式第4号（第10条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和4年度 第1回下野市国民健康保険運営協議会  
日 時 令和4年5月27日（金） 午後1時30分から午後2時まで  
会 場 下野市役所 3階 303会議室  
出席者 稲見郁夫委員、九鬼眞澄委員、岡田利委員、須崎よしえ委員、高橋康子委員、  
富山剛委員、内藤文明委員、相澤康男委員、松山裕委員、吉永希代子委員、  
渡邊欣宥委員、金清隆純委員、遠藤正三郎委員、山下祐治委員  
欠席者 伊澤美智江委員、野口徹委員、鈴木玉枝委員、吉田恵子委員  
市側出席者 山中副市長  
(事務局) 直井市民生活部長、根本市民課長、長塚税務課長、  
宇賀持課長補佐、朝日主事、飯野課長補佐、日向野課長補佐、青木副主幹  
公開・非公開の別 ( 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 )  
傍聴者 0人  
議事録(概要)作成年月日 令和 4年 8月 10日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 協議事項
  - (1) 会長の選任について
  - (2) 下野市国民健康保険における傷病手当金の支給に関する規則の一部改正について  
(資料1、1-1、1-2)
- 6 報告事項
  - (1) 令和4年度下野市国民健康保険事業計画について (資料2)
  - (2) 令和4年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて (資料3)
- 7 その他
- 8 閉会

## 1 開会

(事務局) 定刻になりました。ただ今より、令和4年度第1回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

## 2 委嘱状の交付

(事務局) 下野市市議会議員の改選に伴いまして新たに2名の方に委嘱いたします。相澤委員、松山委員、よろしくお願ひいたします。

(副市長より委嘱)

任期につきましては前任の委員の残期間になるため、令和6年3月31日までとなります。

## 3 あいさつ

(副市長) 市長に代わりまして私から令和4年度第1回国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

当市における新型コロナウイルス感染症関連でございますが、ワクチンの追加接種や、5歳から11歳までの小児接種を進めているところでございます。国内の感染者数は微減しているものの10歳代の感染者数が増加しているため、第7波を懸念しておるところでございます。

さて、国民健康保険につきましては、医療保険制度のセーフティネットの役割を担い、医療の確保と健康保険の保持増進に大きく貢献しております。被保険者数であります、減少傾向にあるものの、国民健康保険加入者の年齢構成が高く医療費水準が上がっていることから、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業を確保する等、国民健康保険運営の中心的な役割を担うことになっております。

本市では、医療費と被保険者の負担額を抑止するため、保健事業に積極的に取り組み、適正受診の勧奨をはじめ、定期的な検診の案内を行い受診率の向上また、被保険者の健康意識の向上を図るなど財政の健全化と安定化の確保に努めているところでございます。

最後に、委員の皆さまにおかれましては、今後の下野市の国民健康保険事業が安定的に運営できるよう活発なご意見をいただきますことをお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

## 4 自己紹介

[委員及び職員自己紹介]

## 5 協議事項

(1) 会長の選任について

(事務局) これより協議事項に入りますが、本来であれば会長が議長となりますが、前会長が退任されたため会長がまだ決まっておりません。  
つきましては、会長の職務を代理する委員である金清委員に臨時に議長をお願いしたいと思います。

(金清委員) ただ今ご指名いただきました金清です。会長が選出されるまでの間、臨時に議長を務めさせていただきます。協議事項に入る前に、本日の出席人数は定数 18 名のところ 14 名で下野市国民健康保険規則第 11 条の規定により会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。  
続きまして、下野市国民健康保険規則第 14 条の規定により本日の会議録署名人に、被保険者代表の九鬼委員と高橋委員を指名したいと思いますがお異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め本日の会議録署名人は九鬼委員と高橋委員をお願いいたします。それでは、協議事項(1)「会長の選任について」、国民健康保険法施行令第 5 条の規定により公益を代表する委員の中から選出していただくこととなっております。選出の方法につきましては、投票による方法、または指名推薦による方法がありますが、ここでお諮りいたします。

本日ご出席の 4 名の公益代表の中から指名推薦の方法で選出したいと思いますがお異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め、指名推薦の方法で選出することといたします。公益を代表する委員の中からどなたかの推薦はありますか。

(九鬼委員) 松山委員がよろしいかと思えます。

(金清委員) 松山委員を選任することについて、お諮りいたします。ご承認いただける場合は拍手をもってお願いします。

—拍手多数—

(金清委員) 異議なしと認め、会長に松山委員が選出されました。

それでは以上をもちまして、臨時議長の職を解任とさせていただきます。

(事務局) ただ今、会長が選出されました。それでは、松山委員、議長席におつきください。ここからの進行は、松山会長をお願いします。

(松山会長) よろしくお願ひいたします。

(2) 下野市国民健康保険における傷病手当金の支給に関する規則の一部改正について

(松山会長) それでは協議事項(2)にうつります。「下野市国民健康保険における傷病手当金の支給に関する規則の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、まず資料 1-2 カラーのチラシをご覧ください。

令和 2 年 1 月以降、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に

感染又は発熱等の症状があり感染が疑われる被用者の方が、その療養のため仕事を休んだ場合に、記載の条件等により「傷病手当金」の支給を受けられます。

これを踏まえまして、資料1の1.概要をご覧ください。

こちら傷病手当金の支給適用期間について、令和4年3月31日までとしましたが、この度令和4年2月10日付厚生労働省通知により、同年6月30日まで適用期間が延長されました。

それに伴いまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について規定しております本規則について今回一部改正をするものです。なお、現在まで都度適用期間は延長されており、今後については未定となっております。

ちなみに、これまで支給実績は資料1の下段に「※参考」として記載しておりますが、今年の5月11日時点で7件となっております。なお、レセプト情報等より傷病手当金の支給に該当されると思われる方に対して、先ほどのカラーのチラシを送付しお知らせしております。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。質問が無いようなので、協議事項(2)下野市国民健康保険における傷病手当金の支給に関する規則の一部改正について、ご承認をいただけますでしょうか。

—異議なし—

## 6 報告事項

### (1) 令和4年度下野市国民健康保険事業計画について

(松山会長) 「令和4年度下野市国民健康保険事業計画について」事務局の説明をお願いします。

(事務局) 国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を担っています。今後さらに進展していく超高齢社会においてその役割は一層重要性を増し、保険財政の健全化に努めながら、将来的な医療費の伸びを抑制するため、保健事業の強化・充実が期待されているところです。本市においても、引き続き保健事業に力を入れ、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組み、被保険者自らの健康管理意識の改善を図ります。

計画を実施するにあたって重点項目を、「事業運営の適正化の推進」から、「広報活動の推進」までの6項目を掲げております。

これら重点項目を実施するための事業内容及び今年度の目標値を記載させていただいたものが資料2になります。

それぞれの重点項目と内容につきましては、「事業運営の適正化の推進」については「運営協議会の開催」。「保健事業の推進」につきましては、「特定健診等実施の推進、特定保健指導の実施率向上、疾病予防普及・啓発事業等の推進」です。疾病予防、重症化の普及啓発につきまして、目標として糖尿病重症化予防プログラム

参加者数を目標値 20 名と設定させていただいています。昨年度の実績は対象者 71 名のうち 6 名が参加という結果でした。

次に「医療費適正化の推進」です。事業内容として「レセプト点検強化、医療費通知の実施、重複頻回受診者対策の推進、後発医薬品の利用促進、裏面に移りまして医療費適正化の啓発活動」となっております。レセプト点検強化の目標値については、県に報告するレセプト点検実施計画から抜粋しており、今年度の値は未だ確定していないため令和 3 年度の数値を掲載させていただいております。

続いて、「国保税収納率の向上」につきましては、「徴収の適正な実施による収納率向上、口座振替の推進、コンビニエンスストア等での収納の実施、催告・督促等の強化及び差押えの実施、滞納世帯に対する納税相談等実施」です。

次に、「資格適用の適正化」として「各種事務処理による適正化の正確かつ迅速な実施」、「広報活動の推進」として「制度周知による広報活動」となっております。

今年度の事業計画については、以上 6 つの重点項目に基づいて取り組んでいきたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。

(相澤委員退席)

(渡邊委員) 国保税収納率の向上について、現年度分の数値については、県内市町と比較してどの程度の位置にいるのか伺います。

(事務局) 令和 3 年度 3 月末時点の速報では、現年分については県内では 12 位で、数値としては 94.4%になっております。

(渡邊委員) ありがとうございます。

(松山会長) 他にございませんか。ないようですので、報告事項 (2) に進みます。

## (2) 令和 4 年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて

(松山会長) つづいて「令和 4 年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局) スケジュールとして、本年度の運協の会議を、本日を含めて 4 回の開催を予定しております。協議内容は予算・決算について等になります。

その他についてですが、10 月中旬に国保連主催の研修会の開催が予定されています。ほか、産業祭での PR 活動などを予定しておりますが、コロナウイルス感染症の影響により予定が変更になる場合がございますのでご了承ください。決定次第随時ご連絡いたします。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。では以上で報告事項を終わります。

(松山会長) 以上でその他を終わります。本日予定しました議事は全て終了しました。以上を持ちまして進行を事務局にお返しします。

## 8 閉会

(事務局) ありがとうございました。次回の国民健康保険運営協議会は8月上旬を予定しております。また改めて開催通知を送付いたしますのでよろしくお願い致します。以上をもちまして第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。おつかれさまでした。

以上